

男鹿市告示第13号

男鹿市教育・保育施設等主食費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月5日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市教育・保育施設等主食費補助金交付要綱の一部を改正する告示

男鹿市教育・保育施設等主食費補助金交付要綱（令和6年男鹿市告示第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者及び実施方法)</p> <p>第2条 補助金の対象者は、次に掲げる施設等の3歳以上のクラスに在籍している児童とする。</p> <p><u>(1)及び(2)</u> (略)</p> <p>2 実施方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(1)及び(2)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(補助対象経費及び補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、<u>別表に掲げる補助対象経費に、同</u></p>	<p>(対象者及び実施方法)</p> <p>第2条 補助金の対象者は、次に掲げる施設等の3歳以上のクラスに在籍している児童とする。</p> <p><u>(1) 男鹿市立保育園</u></p> <p><u>(2)及び(3)</u> (略)</p> <p>2 実施方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>(1) 男鹿市立保育園 市が指定管理者に支払う指定管理料から施設に対し給食費（材料費）を支出する。</u></p> <p><u>(2)及び(3)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、<u>次に掲げるとおり</u>とする。</p>

改正後		改正前									
<p><u>表に定める補助率を乗じて得た額とする。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内の私立幼稚園</td> <td>児童の主食費に要した経費：各月初日対象者数×月額単価（※）</td> <td>10/10</td> </tr> <tr> <td>広域入所（委託）</td> <td>児童1人あたり月額単価（※）</td> <td>10/10</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※男鹿産無洗米のJA店頭販売価格を参考として本市が算定する額。</u></p>		対象者	補助対象経費	補助率	市内の私立幼稚園	児童の主食費に要した経費：各月初日対象者数×月額単価（※）	10/10	広域入所（委託）	児童1人あたり月額単価（※）	10/10	<p>(1) <u>男鹿市立保育園 各月初日の対象者数に630円を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(2) <u>市内の私立幼稚園 各月初日の対象者数に540円を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(3) <u>広域入所 各月に630円を乗じて得た額とする。</u></p>
対象者	補助対象経費	補助率									
市内の私立幼稚園	児童の主食費に要した経費：各月初日対象者数×月額単価（※）	10/10									
広域入所（委託）	児童1人あたり月額単価（※）	10/10									
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。											

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。